

シニア夫婦の税・保険負担一例

佐久市に暮らしてみました



前提条件

- ① 夫 66歳 前年・当年とも同一収入
- ② 妻 61歳 前年・当年とも収入なし
- ③ 固定資産はない
- ④ 令和3年度時点の試算

⑤ 収入は総務省2019年家計調査により、
年額2,851,908円ですべて年金と仮定
(月額 237,659円)

住民税 (市・県民税)

年額 99,500円

月額相当 8,291円



国民健康保険税

年額 238,300円

月額相当 19,858円



介護保険料 (夫)

年額 91,500円

月額相当 7,625円



世帯合計

年額 429,300円

月額相当 35,775円

計算の内訳・照会先は裏面参照

シニア夫婦の税・保険負担一例の内訳と照会先

住民税（市・県民税） = 年額 99,500円 月額相当 8,291円 照会先 税務課市民税係 Tel. 0267-62-3040

内訳

↑ ①+②

※社会保険料控除等細部未考慮

均等割額 ⇒ 市民税 3,500円 + 県民税 2,000円 = 5,500円・・・①

所得割額 ⇒ (収入 2,851,908円 - 年金控除110万円 - 配偶者控除33万円 - 基礎控除43万円) × 0.1 - 調整控除 = 94,000円・・・②

試算コーナー

国民健康保険税 = 年額 238,300円 月額相当 19,858円 照会先 国保医療課国保年金係 Tel. 0267-62-3164

内訳

↑ ③+④+⑤

所得割額 ⇒ 医療給付費等分 (収入年額 2,851,908円 - 年金控除110万円 - 基礎控除43万円) × 7.3% + 後期高齢者支援金分36,300円 = 132,700円・・・③

均等割額 ⇒ 医療給付費等分 (夫婦) 41,600円 + 介護納付金分 (妻) 9,000円 + 後期高齢者支援金分 (夫婦) 14,600円 = 65,200円・・・④

平等割額 ⇒ 医療給付費等分 24,400円 + 介護納付金分 7,300円 + 後期高齢者支援金分 8,700円 = 40,400円・・・⑤

試算コーナー

介護保険料 (夫) = 年額 91,500円 月額相当 7,625円 照会先 高齢者福祉課 介護保険事業係 Tel. 0267-62-3154

内訳

市民税課税合計所得金額 (収入 2,851,908円 - 年金控除110万円 = 1,751,908円) ⇒ これは125万円以上200万円未満ランクに該当

試算コーナー

住民税・国民健康保険税・介護保険料合計

年額 円

月額相当 円

※内容毎に納付期間が異なるため月額相当を掲載しました